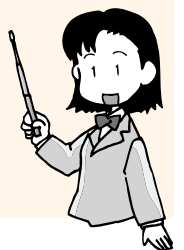


# 所得税還付申告説明会を開催します

所得が給与所得のみで、年末調整が済んでいる方を対象とした医療費控除と  
公的年金のみの受給者で他に所得のない方を対象とした確定申告書の説明と受け付けを行います。



## ◆日時および説明会区分(雑損控除の申告をされる方は受け付けできません)

期日	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場所
2月7日 (金)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後1時	午後1時30分	年金受給者の申告(他に所得がない方)	

- ・説明開始時間までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時間に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ・説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当しない方は、受け付けできませんのでご了承ください。
- ・説明区分がどちらであっても、住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、市では受け付けできませんので、税務署での申告をお願いします。

## ◆共通して必要な物

源泉徴収票原本(平成25年分)、計算機、筆記用具(ボールペン)、印鑑(認印)、還付金の振込口座の分かるもの(申告者本人名義のもの)

## ◆各種控除に必要な物

### 《年金受給者の方》

- ①社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)
- ②生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③医療費控除を併せて受けるときは、下記の《医療費控除を受ける方》を参照してください。

### 《医療費控除を受ける方》

- ①医療費の領収書(会社や健康保険組合などから発行される医療費明細書は不可)  
※あらかじめ治療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに集計しておいてください。  
※領収日が平成25年中であることを確認してください。  
※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は、施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください。
- ②生命保険会社や健康保険組合などから給付、補てんされた額の分かる書類(高額療養費・マル福などにより補てんされた金額を含む)

◎確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、1月下旬ごろから牛久市役所でもお渡しできる予定です。

## 税務署からのお知らせ

### 平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含む)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは竜ヶ崎税務署個人課税第一部門(☎0297-66-1303※自動音声に従い「2」を選択してください)にお問い合わせください。